「防災と住民被曝」 セッション

総合討論のために

中村秀夫(JAEA)

日本原子力学会 原子力安全部会 第7回夏期セミナー 2019年8月20

防災と住民被曝(避難)

私たちは何をどの様に理解しているのか?

原子力施設の事故

- 原因(内的・ランダム事象、外的事象)
- シナリオ (機器の機能不全、炉心損傷) vs. アクシデントマネジメント
- 放射性物質の放出(タイミング、形態、ソースターム)

原子力防災 と 原子力災害

● 誰が、どの様に対応するか?

災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法 原子力災害対策指針(NRA)

- ✓ 実施体制 (事業者、地方公共団体、国): 官邸、ERC、OFC、、と
- ✓ 普段の備え (安全継続的改善、保全、安全文化、防災訓練、、)
- 緊急事態区分(EAL: AL, SE, GE)
- 平常時/緊急事モニタリング(EMC)
- PAZ、UPZ、UPZ外
- 放出後 の 運用上の介入レベル(OIL)
 - ✓ 屋内退避 と 安定∃ウ素剤の服用 と 避難(経路)と ...

内閣府: 原子力防災

https://www8.cao.go.jp/genshiryoku_bousai/index.html

原子力規制委員会: 原子力災害対策

https://www.nsr.go.jp/activity/bousai/measure/index.html

電事連: 原子力防災対策

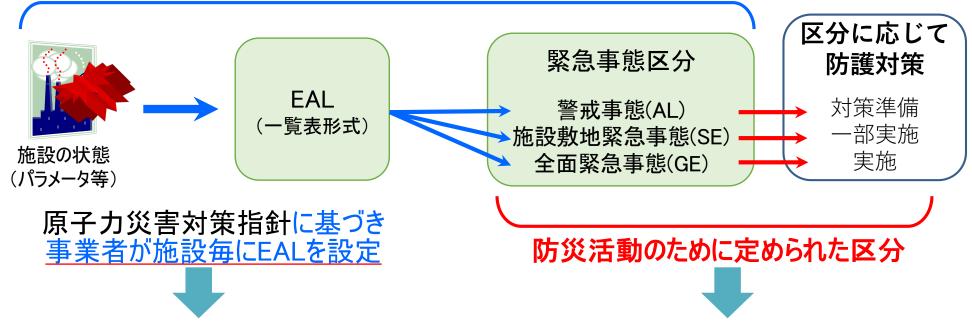
https://www.fepc.or.jp/nuclear/safety/bousai/index.html

JAEA: 原子力防災情報

https://www.jaea.go.jp/04/shien/research2_j.html

緊急時活動レベル(EAL)と緊急事態区分

施設の状態がどの緊急事態区分に該当するかを 判断する技術的基準



原子力発電所の<u>運転者</u>が通報等を 行う際の<u>判断を客観化、迅速化</u>

(EALは、緊急事態区分への変換基準)

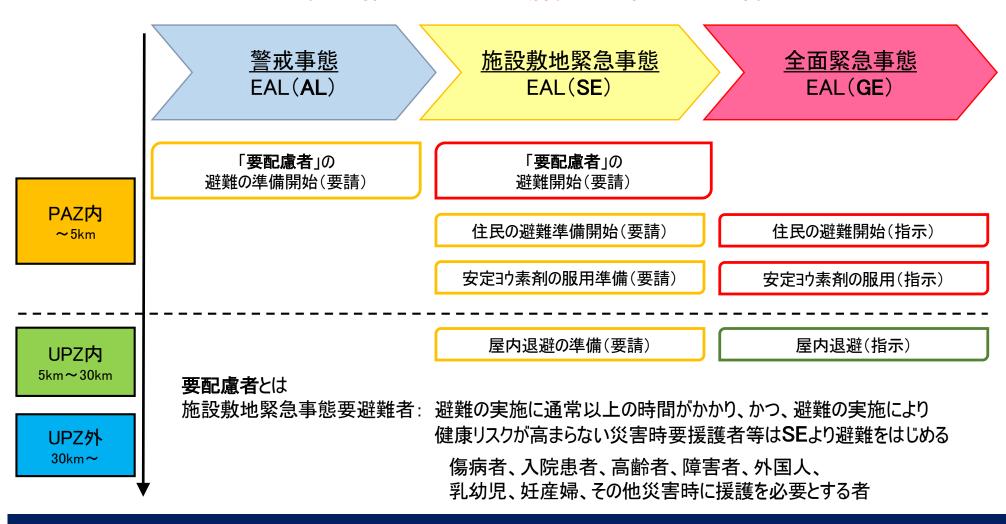
防災関係者全員が<u>事故の程度を</u> 共通に認識し、計画立案や対策実施

反射的に防護対策を実行できるようにしておくことが重要

EALに基づく防護措置

EALに基づく3つの緊急事態区分に応じて、予め定めた予防的防護措置を実行

ただし、短時間でGEに至る場合があり得ることに留意



反射的に防護対策を実行できるようにしておくことが重要

_action_plan/index.html o.jp/activity/bousai/measure/emergency_

EA	AL.	警戒事態に該当する事象(AL)		施設敷地緊急事態に該当する事象 (SE) (原災法第10条に該当する事象)		全面緊急事態に該当する事象 (GE) (原災法第15条に該当する事象)	
区分		EAL 番号 EAL 略称		EAL 番号	EAL略称	EAL 番号	EAL略称
	01	-		SE01	敷地境界付近の放射線量の上昇	GE01	敷地境界付近の放射線量の上昇
放射線量・	02	-		SE02	通常放出経路での 気体放射性物質の放出	GE02	通常放出経路での 気体放射性物質の放出
	03	-		SE03	通常放出経路での 液体放射性物質の放出	GE03	通常放出経路での 液体放射性物質の放出
放射性物質的	04	-		SE04	火災爆発等による管理区域外での 放射線の放出	GE04	火災爆発等による管理区域外での 放射線の異常放出
質放 出	05	-		SE05	火災爆発等による管理区域外での 放射性物質の放出	GE05	火災爆発等による管理区域外での 放射性物質の異常放出
	06	-		SE06	施設内(原子炉外)臨界事故のおそれ	GE06	施設内(原子炉外)での臨界事故
止め る	11	AL11	原子炉停止機能の異常のおそれ	-		GE11	原子炉停止の失敗又は停止確認不能
	21	AL21	原子炉冷却材の漏えい	SE21	原子炉冷却材漏えい時における非常用 炉心冷却装置による一部注水不能	GE21	原子炉冷却材漏えい時における 非常用炉心冷却装置による注水不能
	24	AL24	蒸気発生器給水機能喪失のおそれ	SE24	蒸気発生器給水機能喪失	GE24	蒸気発生器給水機能喪失後の 非常用炉心冷却装置注水不能
	25	AL25	全交流電源喪失のおそれ	SE25	全交流電源の 30 分間以上喪失	GE25	全交流電源の 1 時間以上喪失
冷や	27	-		SE27	直流電源の部分喪失	GE27	全直流電源の5分間以上喪失
す	28	-		-		GE28	炉心損傷の検出
			停止中の原子炉冷却機能の 一部喪失	SE29	停止中の原子炉冷却機能の喪失	GE29	停止中の原子炉冷却機能の完全喪失
			使用済燃料貯蔵槽の 冷却機能喪失のおそれ	SE30	使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失	GE30	使用済燃料貯蔵槽の 冷却機能喪失・放射線放出
	31	AL31	使用済燃料貯蔵槽の 冷却機能喪失のおそれ	SE31	使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失	GE31	使用済燃料貯蔵槽の 冷却機能喪失・放射線放出
BB 1 v	41	-		SE41	格納容器健全性喪失のおそれ	GE41	格納容器圧力の異常上昇
閉じ込め	42	AL42	単一障壁の喪失又は喪失可能性	SE42	2つの障壁の喪失又は喪失可能性	GE42	2つの障壁喪失及び 1つの障壁の喪失又は喪失可能性
る	43	-		SE43	原子炉格納容器圧力逃がし装置の使用	-	
	51	AL51	原子炉制御室他の 機能喪失のおそれ	SE51	原子炉制御室の 一部の機能喪失・警報喪失	GE51	原子炉制御室の機能喪失・警報喪失
その	52	AL52	所内外通信連絡機能の一部喪失	SE52	所内外通信連絡機能の全ての喪失	-	
他脅 威	53	AL53	重要区域での火災・溢水による 安全機能の一部喪失のおそれ	SE53	火災・溢水による安全機能の一部喪失	-	
	55	-	(原子力規制委員会委員長又は委 員長代行が警戒本部の設置を判 断した場合)	SE55	防護措置の準備及び一部実施が必要な 事象の発生	GE55	住民の避難を開始する必要がある事象 発生
	-	-	大地震の発生 (原子力事業所所在市町村において、震 度6弱以上の地震が発生した場合)		-	-	
その 他	-	-	大津波警報の発表 (原子力事業所所在市町村沿岸を含む津 波予報区において、大津波警報が発表された場合)		ï	-	
(業かの絡不要)	-	-	外的事象の発生(自然災害) (原子炉施設において、新規制基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合(竜巻、洪水、台風、火山等))				
	-	-	原子力規制委員会委員長又は委員 長代行が警戒本部の設置を判断し た場合	-		-	
90)			その他原子炉施設の重要な故障等 (原子力規制庁オンサイト総括が警戒を	_		-	
<i>X</i>)	-	-	必要と認める当該原子炉施設の重要な 故障等が発生した場合)				
参考事業	61	-			事業所外運搬での放射線量率の上昇	XGE61	事業所外運搬での 放射線量率の異常上昇 事業所外運搬での

EAL基準の整理表

原災法、原子力災害対策指針 に基づく

PWRの例(玄海発電所)

特定事象発生通報(SE)の例

様式9

報)

(第 年 月 H 内閣総理大臣、原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿 第10条通報 連絡先 特定事象の発生について、原子力災害対策特別措置法第10条第1項の規定に基づき通報します 九州電力㈱玄海原子力発電所 佐賀県東松浦郡玄海町大字今村字浅湖 4112-特定事象の発生箇所 玄海原子力発電所 笛 特定事象の発生時刻 分(24時間表示) 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく基準 原子力災害対策特別措置法第15条第1項に基づく基準 *□SE01 敷地境界付近の放射線量の上昇 *□GE01 敷地境界付近の放射線量の上昇 *□GE02·SE02 通常放出経路での 気体放射性物質の放出 *□GE03·SE03 通常放出経路での 液体放射性物質の放出 *□SE04 火災爆発等による管理区域外での *□GE04 火災爆発等による管理区域外での 放射線の異常放出 放射線の放出 *□SE05 火災爆発等による管理区域外での *□GE05 火災爆発等による管理区域外での 放射性物質の放出 放射性物質の異常放出 *□SE06 施設内(原子炉外) 臨界事故のおそれ *□GE06 施設内(原子炉外)での臨界事故 *□GE11 原子炉停止の失敗又は停止確認不能 □SE21 原子炉冷却材漏えい時における非常用 *□GE21 原子炉冷却材漏えい時における 炉心冷却装置による一部注水不能 非常用信心冷却装置による注水不能 *□GE24 蒸気発生器給水機能喪失後の □SE24 蒸気発生器給水機能の喪失 非常用炉心冷却装置注水不能 □SE25 全交流動力電源の30分間以上喪失 *□GE25 全交流動力電源の1時間以上喪失 特定事象の種類 □SE27 直流電源の部分喪失 *□GE27 全直流電源の5分間以上喪失 *□GE28 炉心損傷の検出 *□SE29 停止中の原子炉冷却機能の喪失 *□GE29 停止中の原子炉冷却機能の完全喪失 *□SE30 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失 *□GE30 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失 • 放射線放出 *□SE31 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失 *□GE31 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失 特 放射線放出 定 □SE41 格納容器健全性喪失のおそれ *□GE41 格納容器圧力の異常上昇 *□SE42 2つの障壁の喪失又は喪失のおそれ: *□GE42 2つの障壁の喪失及び1つの障壁 事 の喪失又は喪失のおそれ □SE43 原子炉格納容器圧力逃がし装置の使用 象 *□SE51 原子炉制御室の一部機能喪失・ *□GE51 原子炉制御室の機能喪失・警報喪失 0 整報車失 □SE52 所内外通信連絡機能の全て喪失 概 □SE53 火災・溢水による安全機能の一部喪失 要 *□GE55 住民の避難を開始する必要がある *□SE55 防護措置の準備及び一部実施が 事象発生 (注記:*は電離放射線障害防止規則第7条の2第2項に該当する事象を示す) 想定される原因 | 故障、誤操作、漏えい、火災、爆発、地震、調査中、その他 原子炉の運転状態 発生前 (運転中、停止中、燃料取出後) 検出された放 発生後 (運転中、停止中、燃料取出後) 射線量の状況、 ECCSの作動状況 検出された放 作動無し、作動有り(自動、手動)、作動失敗 格納容器排気筒モニタの指示値(玄海3, 4号炉は排気筒モニタ) 射性物質の状 確認中、変化無し、変化有り(cpm→ 況又は主な施 補助建屋排気筒モニタの指示値(玄海3,4号炉は設備が無いため記入不要) 設・設備の状態 確認中、変化無し、変化有り(cpm→ cpm) モニタリングポストの指示値 確認中、変化無し、変化有り(最大値: $nGv/h \rightarrow$ nGy/h, No. その他特定事象の 把握に参考となる 情報

原子力事業者防災業務計画

http://www.nsr.go.jp/activity/bousai/measure/emergency_action_plan/index.html

EAL 区分		警戒事態を判断する基準〔AL〕 (警戒事象)		原子力災害対策特別措置法 第10条に基づく通報基準〔SE〕 (施設敷地緊急事態に該当する事象)		原子力災害対策特別措置法第15条の 原子力緊急事態宣言発令の基準 [GE] (全面緊急事態に該当する事象)	
		EAL No.	EAL 略称	EAL No.	EAL略称	EAL No.	EAL略称
放線量放性質出射線・射物放出	01	-		SE01	敷地境界付近の放射線量の上昇	GE01	敷地境界付近の放射線量の上昇
	02	-		SE02	通常放出経路での 気体放射性物質の放出	GE02	通常放出経路での 気体放射性物質の放
	03	-		SE03	通常放出経路での 液体放射性物質の放出	GE03	通常放出経路での 液体放射性物質の放
	04	-		SE04	火災爆発等による管理区域外での 放射線の放出	GE04	火災爆発等による管理区域外での 放射線の異常放
	05	-		SE05	火災爆発等による管理区域外での 放射性物質の放出	GE05	火災爆発等による管理区域外での 放射性物質の異常放
	06	-		SE06	施設内(原子炉外)臨界事故のおそれ	GE06	施設内(原子炉外)での臨界事故
:め る	11	AL11	原子炉停止機能の異常のおそれ	-		GE11	原子炉停止の失敗又は停止確認不能
	21	AL21	原子炉冷却材の漏えい	SE21	原子炉冷却材漏えい時における非常用 炉心冷却装置による一部注水不能	GE21	原子炉冷却材漏えい時における 非常用炉心冷却装置による注水不
	22	AL22	原子炉給水機能の喪失	SE22	原子炉注水機能喪失のおそれ	GE22	原子炉注水機能の喪失
	23	AL23	原子炉除熱機能の一部喪失	SE23	残留熱除去機能の喪失	GE23	残留熱除去機能喪失後の 圧力制御機能喪
	25	AL25	全交流電源喪失のおそれ	SE25	全交流電源の 30 分間以上喪失	GE25	全交流電源の 1 時間以上喪失
合や す	27	-		SE27	直流電源の部分喪失	GE27	全直流電源の5分間以上喪失
	28	-		-		GE28	炉心損傷の検出
	29	AL29	停止中の原子炉冷却機能の一部喪 失	SE29	停止中の原子炉冷却機能の喪失	GE29	停止中の原子炉冷却機能の完全喪失
	30	AL30	使用済燃料貯蔵槽の 冷却機能喪失のおそれ	SE30	使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失	GE30	使用済燃料貯蔵槽の 冷却機能喪失・放射線が
	31	AL31	使用済燃料貯蔵槽の 冷却機能喪失のおそれ	SE31	使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失	GE31	使用済燃料貯蔵槽の 冷却機能喪失・放射線が
	41	-		SE41	格納容器健全性喪失のおそれ	GE41	格納容器圧力の異常上昇
閉じ 込め	42	AL42	単一障壁の喪失又は喪失可能性	SE42	2つの障壁の喪失又は喪失可能性	GE42	2つの障壁喪失及び 1つの障壁の喪失又は喪失可能
る	43	-		SE43	原子炉格納容器圧力逃がし装置の使用	-	
	51	AL51	原子炉制御室他の 機能喪失のおそれ	SE51	原子炉制御室の 一部の機能喪失・警報喪失	GE51	原子炉制御室の機能喪失・警報喪失
その	52	AL52	所内外通信連絡機能の一部喪失	SE52	所内外通信連絡機能の全ての喪失	-	
也脅 威	53	AL53	重要区域での火災・溢水による 安全機能の一部喪失のおそれ	SE53	火災・溢水による安全機能の一部喪失	-	
	55	-		SE55	防護措置の準備及び一部実施が必要な 事象の発生	GE55	住民の避難を開始する必要がある事 発生
その 他	-	-	地震 (所在市町村において震度6弱以上 の地震が発生した場合))/		-	
	-	-	津波 (所在市町村を含む津波予報区にお いて大津波警報が発表された場合)	-	ii .	-	
	-	-	外部事象 (新規制基準で定める設計基準を超 える外部事象が発生した場合)	-			
	-	-	原子力規制委員会委員長又は委員 長代行が警戒本部の設置を判断し た場合	-		-	
参考事業	61	-		XSE61	事業所外運搬での放射線量率の上昇	XGE61	放射線重挙の異常上
近 所外 運搬	62	-		XSE62	事業所外運搬での放射性物質漏えい	XGE62	事業所外運搬での 放射性物質の異常漏え

EAL基準の整理表

原災法、原子力災害対策指針 に基づく

BWRの例(柏崎刈羽発電所)

特定事象発生通報(SE)の例

		特定事象発生通報(原子炉施設)	(第 報)						
			年 月 日						
P	内閣総理大臣,原子	力規制委員会,新潟県知事,柏崎市長,							
	第10条通報	□ 第10条事象発生 □ 第15条事象発生	通報者名 連 絡 先						
4	寺定事象の発生につ	_ ,,, ,,, - ,,,,,	0条第1項の規定に基づき通報します。						
原	子力事業所の名称	柏崎刈羽原子力発電所							
及で	び場所	新潟県柏崎市青山町16番地46							
特別	官事象の発生箇所	柏崎刈羽原子力発電所 号機							
特別	官事象の発生時刻		分 (24時間表示)						
発生した特定事象の概要	特定事象の種類	原子力度参考維勢制権監審 10 本 第 1 項に基づ 2 集例 *□SE01	展子力災害対策勢別爾底部 15 条第 1 項に基づく蒸削 * □GE01 数地線 附近の 放射線像の 上昇 * □GE02 SE02 通常放出器第での媒体数件性物質の放出 * □GE03 SE03 通常放出器第での媒体数件性物質の放出 * □GE03 大災爆発等による管理区域外での放射性物質の成別 * □GE05 域内、保予部外)での磁界率故 * □GE05 域内、保予部外)での磁界率故 * □GE11 原子部形止の失败又は停止確認不能 * □GE21 原子部形止の失败又は停止確認不能 * □GE21 原子部形止の失败又は停止確認不能 * □GE21 原子部科菌法、1 時によける非常用炉心 治均衰散による注水不能 * □GE22 原子部技術能の減失 * □GE22 原子部技術能の減失 * □GE28 可分割的場合。1 時間以上喪失 * □GE28 好心損傷の検出 * □GE28 好心損傷の検出 * □GE28 好心損傷の検出 * □GE28 好心損傷の検出 * □GE28 野心損傷の検出 * □GE28 好心損傷の検出 * □GE31 依計解後料形成槽の治均機能の完全喪失 * □GE31 依計解後料形成槽の治均機能の完全喪失 * □GE31 依計解後料形成槽の治均機能の完全喪失 * □GE31 依計解後料形成槽の治均機能の完全喪失 * □GE31 依計解後料形成槽の治均機能要失,放射線 放出 * □GE31 除所器性肝成腫物の治均機能更失,放射線 次出 * □GE31 原子部制部の機能の完全喪失 * □GE55 住民の避難を開始する必要がある事象発生 * □GE55 住民の避難を開始する必要がある事象発生						
	想定される原因	故障, 誤操作, 漏えい, 火災, 爆発, 地	震,調査中,その他()						
	検出された放射 線量の状況,検出 された放射性物 質の状況又は主 な施設・設備の状 態等	原子炉の運転状態 発生前(運転中、起動操作中、停止操作中、停止中) 発生後(状態継続、停止操作中、停止失敗) ECCS系の作動状況 作動無し、作動有り(自動、手動)、作動失敗 排気筒 主排気筒モニタの指示値 確認中、変化無し、変化有り(cps→ cps) SGTS 放射線モニタの指示値 確認中、変化無し、変化有り(cps→ cps) モニタリングポストの指示値 確認中、変化無し、変化有り(cps→ cps) モニタリングポストの指示値 確認中、変化無し、変化有り(cpm→ cpm)							
	の他特定事象の把こ参考となる情報								

防災情報はいろいろあるけど いつ避難すればいいの?



2019年の出水期(6月ごろ)より、 [警戒レベル]を用いた

避難情報が発令されます。

市町村から「警戒レベル〇、〇」が 発令された地域にお住まいの方は、

速やかに避難してください。

警戒レベル

警戒レベル

心構えを 高める

レベル

4

避難行動の 確認 (気象庁が発表)

避難に時間を

警戒レベル

(3)

安全な場所へ

警戒レベル

[警戒レベル()](市町村が発令)は既に災害が発生している状況です。

次のような内容で自治体から避難行動を呼びかけます!



- ■こちらは、○○市です。
- 地区に洪水に関する警戒レベル4、避難勧告を
- ■○○川が氾濫するおそれのある水位に到達しました。
- ■○○地区の方は、速やかに全員避難を開始してください。
- ■避難場所への避難が危険な場合は、近くの安全な場所 に避難するか、屋内の高いところに避難してください。

潜域レベルととるべき行動を端的に伝えます。

避難勧告の発令を伝えます

災害が切迫していることを伝えます

とるべき行動を伝えます

内閣府(防災担当)・消防庁





水害・土砂災害 防災情報の伝達

避難勧告等に関するガイドラインの改定 (平成31年3月29日)

http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinankankoku/h30_hinankankoku_guideline/index.html

原子力災害と比べて

- 災害の区分の考え方は類似だ が、実際に災害が発生したら、 どの様に行動するか?
 - ✓ 類似な点、異なる点は何か?
 - ✓ 同時に発生したらどうするか?